

吹田市南吹田地域地下水汚染対策に関するモニタリング評価委託業務仕様書

第1章 総 則

- 1 本仕様書は、吹田市（以下「発注者」という。）が実施する吹田市南吹田地域地下水汚染対策に関するモニタリング評価委託業務（以下「委託業務」という。）について、受注者が委託業務を遂行するにあたり、必要な事項を定めたものである。
- 2 委託業務の目的は、発注者が1号、2号、3号揚水井戸（別図参照）にて当該地域に確認されている有機塩素化合物による汚染地下水を汲み上げ、地下水汚染の拡散防止及び浄化措置（以下「本措置」という。）を実施するにあたり、受注者が、周辺でのモニタリングを行い、本措置の効果検証を行うものである。
- 3 委託業務は、既存資料の評価・解釈、地盤沈下のモニタリング及び効果検証からなる。
- 4 受注者は、委託業務の実施にあたっては、常に発注者と十分に協議し、その指示に従わなければならない。特に、本仕様書に明記されていない事項について、発注者が委託業務の目的を達するために必要な事項は、発注者と受注者が協議の上、対応するものとする。
- 5 受注者は、契約締結後すみやかに「業務着手届」「業務実施計画書」「主任技術者届」「照査技術者届」及び「現場代理人届」を提出し、発注者の承諾を得ること。なお、主任技術者、照査技術者及び現場代理人については、委託業務内容を熟知し、十分な経験及び高度な技術を有する者とし、主任技術者は、総合技術監理部門（応用理学-地質又は衛生工学-廃棄物管理又は廃棄物管理計画又は廃棄物処理）、応用理学部門（地質）又は衛生工学部門（廃棄物管理又は廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有する技術士とすること。なお主任技術者は現場代理人を兼ねることができるものとする。
- 6 受注者は、発注者が必要と認めるときは協議に応じるとともに、委託業務の途中における調査結果及びその解析内容について、その都度報告しなければならない。また、委託業務の履行期間内において要求された資料は、直ちに必要部数を提出しなければならない。なお、受注者が提出した資料について、発注者が使用することを妨げてはならない。
- 7 受注者は、承認された事項を変更するときは、その都度変更事項について、発注者の承認を得なければならない。
- 8 受注者は、委託業務に関する事項について、発注者が主催する「吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議」その他発注者が必要と認める会議に出席し、資料の説明、質疑応答を行うものとする。また、会議に必要な資料を作成するものとする。同専門家会議は1回程度開催する予定である。
- 9 受注者は、委託業務の実施にあたり、公道等を使用する場合、道路占用許可等のほか、必要な届出及び手続きについては、受注者の負担により、受注者がこれを代行するものとする。
- 10 受注者は、現場に立合い、委託業務の遂行に必要な一切の事項を処理するものとする。
- 11 受注者は、業務記録を日報にまとめ、その内容について速やかに発注者の確認を受けなければならない。また、作業現場において口頭による発注者と受注者が協議によって決定し実施する業務については、受注者がその業務内容を日報に記載し、発注者が日報を確認することでその業務内容を承認したものとする。

- 12 受注者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務の完了後も同様とする。
- 13 委託業務の遂行上必要な資料のうち、発注者が所有する資料に関しては、発注者が受注者に提供又は貸与する。この場合において、資料の使用方法について、受注者は、発注者の指示に従うものとし、受注者は、資料を委託業務の目的外に使用し、又は、発注者の許可なく資料を第三者へ貸与し、譲渡し若しくは公表してはならない。
- 14 委託業務の遂行上、既存物件に損傷や汚染を発生させた場合、受注者の責任において速やかに復旧又は補償をしなければならない。また、事故や第三者に損害を与えた場合、受注者の責任において、賠償しなければならない。
- 15 受注者は、作業実施にあたって、周辺環境への負荷の低減を図り、環境の保全に努めるとともに、委託業務に必要な作業員の配置を行い、安全かつ速やかに作業を完了させなければならない。
- 16 受注者は、作業実施に伴い発生した廃棄物等を適正に処理し、その結果を発注者に報告するものとする。
- 17 受注者は、作業現場について、通行者等の安全の確保及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。
- 18 受注者は、作業実施のために使用した作業現場内外の調査機械器具等で不要となったものは速やかに撤去し、清掃等を行わなければならない。
- 19 業務の進捗状況に応じ、業務内容を変更する必要がある場合には、発注者と受注者が協議により業務内容の見直しを行うものとする。ただし、協議が調わない場合には、発注者が定めた書面により受注者に通知する。
- 20 報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、発注者が保有するものとする。
- 21 委託業務に起因又は派生して第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当るものとする。ただし、発注者と受注者のいずれかの責に帰すべき事由による紛争については、この限りでない。
- 22 受注者は、委託業務の完了後も、必要があれば、委託業務に係る範囲で発注者に協力するものとする。

第2章 既存資料の評価・解釈

- 1 受注者は、次章以降の委託業務の実施にあたり、発注者が所有する既存資料その他発注者が必要と判断した資料について、評価・解釈しなければならない。
- 2 受注者は、前項で評価・解釈した内容について、発注者と協議のうえ、委託業務の参考として利用する。また、発注者が必要と認めたときは、その内容を書面にて発注者に報告し、発注者から要求のあった資料は必要部数を提出しなければならない。

第3章 地盤沈下のモニタリング

- 1 揚水井戸3箇所（別図参照）周辺の発注者が指定する定点（16地点）において、水準測量を実施し、初期標高（発注者所有のデータ）からの変動状況（沈下の有無）を確認する。

- 2 水準測量の実施時期は発注者が指定するものとし、実施頻度は、2回とする。
- 3 測量精度は、1級水準測量とする。

第4章 効果検証

- 1 3本の揚水井戸及び本措置周辺の12本の既設観測井戸に、発注者と受注者が協議の上、発注者所有の自記水位計を設置し、地下水位の連続測定を行う。
- 2 自記水位計の測定頻度は1時間おきとする。
- 3 発注者が概ね月1回（計12回）回収する自記水位計データ（揚水井戸分を含む）を基に、受注者は当該地域の降雨量（気象庁のデータ）との相関を含め、データ整理（揚水井戸周辺の地下水位局所コンター図の作成を含む）を行う。
- 4 揚水井戸及び周辺の観測井戸における地下水質の測定結果及びそのコンター図については、発注者が受注者に提供する。受注者は当該提供資料、地盤沈下のモニタリング結果等を総合的に解析し、本措置の効果検証を行う。
- 5 発注者が効果的に本措置を進めるため、受注者は必要に応じて技術的に助言を行うものとする。

第5章 報告書

- 1 受注者は、次の事項を記載した報告書（A4版）2部を発注者に提出するものとする。また報告書の全内容（資料及びデータ等含む）をCDで提出すること。
 - （1）効果検証に関する資料
 - （2）記録写真
 - （3）その他必要な資料（専門家会議資料及び調査結果等）
- 2 発注者は、報告書の審査を行い、発注者から修正の指示があった場合、受注者は直ちに修正し再提出するものとする。
- 3 発注者が報告書を受理後、受注者は業務完了報告書を1部発注者に提出し、委託業務の検査を受けるものとする。
- 4 報告書の名称は「令和8年度 吹田市南吹田地域地下水汚染対策に関するモニタリング評価委託業務報告書」とする。